平成２２年（フ）第２９８号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割89番地49
債務者　沢口　恵子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２９９号
盛岡市加賀野４丁目17番30号　新雪荘202号
債務者　髙橋　満江
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３０５号
盛岡市厨川２丁目32番10―202号
債務者　平塚　芳子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３０８号
盛岡市上堂３丁目14番11号　レオパレスM&K106号
債務者　石川　理香
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３１４号
盛岡市南仙北１丁目23番31号
債務者　吉田　政樹
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４５号
神奈川県厚木市下川入236番地５　ヒカリハイム202
債務者　栗林　輝房
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２６６号
神奈川県厚木市戸室１丁目32番16―613号
債務者　久保田　茂
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２７０号
神奈川県厚木市上荻野5742番地１　アトリオC
債務者　大崎テルアキこと　オオサキ　セルソテルアキ（ＯＳＡＫＩ　ＣＥＬＳＯ　ＴＥＲＵＡＫＩ）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２７２号
神奈川県小田原市栢山2870番地の１　セントラルハイツ305
債務者　野地　一幸
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２６０号
大阪府和泉市今福町２丁目９番11―308号
債務者　西尾　治美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番１―602号
債務者　丸山　慎悟
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
大阪府和泉市納花町56番地の15
債務者　濱本　一美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
大阪府和泉市箕形町１丁目１番28―405号
債務者　佐伯奈津希
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
大阪府泉佐野市新町３丁目１番41号、住民票上の住所大阪府泉佐野市新町１丁目６番29号
債務者　中小路一美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
大阪府泉南市信達市場2696番地市営宮本団地１棟101号
債務者　知念正博こと　ＣＨＩＮＥＮ　ＡＲＩＡＳ　ＲＯＢＥＲＴＯ　ＭＡＳＡＨＩＲＯ
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
大阪府泉南市信達市場2696番地市営宮本団地１棟101号
債務者　知念ジョバナこと　ＤＥ　ＣＨＩＮＥＮ　ＲＩＣＡＰＡ　ＪＯＶＡＮＡ　ＩＳＡＢＥＬ
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
大阪府泉佐野市上町２丁目８番６―301号、前住所大阪府泉南郡熊取町五門東３丁目８番26号
債務者　和田　詳平
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係